

要な能力を有すると認定した調査士は民間紛争解決手続代理関係業務認定を受けることができる（法3条1項7号）。



「法務大臣が必要な能力を有すると認定した調査士」とは

いわゆるADR認定調査士です。研修は講義および演習の総時間数を45時間以上とするなど、内容が規則で定まっています。

ただし、この民間紛争解決手続の代理は弁護士と共同して受任する必要がある。

② ①の事務についての相談

民間紛争解決手続代理関係業務認定を受けた調査士は、民間紛争解決手続についての相談を業としてすることができる（法3条1項8号）。



相談については弁護士と共同受任する必要はありません。

(4) 資格

調査士となるためには、土地家屋調査士試験に合格する（法4条1号）か、法務局または地方法務局において不動産の表示に関する登記の事務に従事した期間が通算して10年以上になる者であって、法務大臣が認めた者である（法4条2号）必要がある。

また、調査士となる資格を有するだけでは調査士にはなれない。調査士になるには、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局または地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会を経由して調査士会連合会に備える調査士名簿に登録をしなければならない（法9条1項）。また、調査士の業務を行うためには、調査士会へ入会する必要がある（法52条1項）。

(5) 欠格事由

下に掲げる欠格事由に該当する者は調査士になることができず（法5条）、また、欠格事由に該当したときは調査士の登録が取り消される（法15条1項4号）。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなってから3年を経過しない者

拘禁刑以上の刑とは、死刑と拘禁刑の刑をいう（刑法10条1項本文）。これらの執行猶予が付された場合も欠格事由に該当するが、執行猶予が経過したときは刑の言渡し効力が消滅するため、期間満了の翌日から欠格事由に該当しなくなる（昭26.10.13民甲1999号）。一方、刑の執行の免除を受けた

場合、執行を受けることがなくなったに過ぎないため、3年を経過するまで欠格事由に該当する（法5条1号）。

イ 未成年者

制限行為能力者のうち、未成年者（18歳未満）は調査士になることができない（法5条2号、民法4条）。



HINT

未成年者は登録をすることができないのであって、試験を受けることも合格することもできます。

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

財産の管理処分権を奪われた者は、一定の公法上、私法上の資格が喪失するため、欠格事由に該当する。ただし、復権の決定（破産法255条）が確定すれば欠格事由に該当しなくなる（法5条3号）。

エ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者

公務員の懲戒免職処分は懲戒処分のうちもっとも重い処分にあたる。同様の免職処分として分限免職があるが、これは懲罰的な意味合いがない免職処分のため、欠格事由に該当しない（法5条4号）。

オ 法務大臣から業務禁止の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者

懲戒処分である業務禁止の処分を受けた調査士は、調査士会連合会から直ちに登録を取り消される。再登録を受け、業務を再開するためには、その処分の日から3年を経過する必要がある（法5条5号）。

カ 測量法、建築士法または司法書士法の規定により登録の抹消、免許の取消しまたは業務禁止の処分を受け、その処分の日から3年を経過しない者

近似業務であるこれら資格（測量士・測量士補、建築士、司法書士）を有する調査士が当該処分を受けた場合、調査士の資格も同時に失うこととなる（法5条6号～8号）。



HINT

調査士の近似業務資格は測量士・測量士補、建築士、司法書士ですが、司法書士の近似業務は公認会計士・調査士・弁理士・税理士・行政書士となっています（司法書士法5条6号）。